

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上越市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平場地域

(1) 現況

本地域は、広大な農地を有しており、営農を通じて国土の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されている。一方、農業者の高齢化により、農家数が減少しており、農地の受け皿となる担い手農家の農用地、水路、農道等の保全管理に係る負担が増加している。

このため、共同活動の推進により、担い手農家の負担軽減を図る必要がある。

また、地域の多様な自然環境を保全するために環境負荷の少ない営農方式の定着を図ってきたところであるが、更なる環境保全に向け、取組の浸透を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業の実施を推進する。これにより農業者等が共同で取り組む保全活動を活性化するとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮を促進することとする。

2. 中山間地域

(1) 現況

本地域は、豊かな自然環境のもと、国土の保全や水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しているものの、棚田等の傾斜農地や積雪も多いなど生産条件が厳しく、過疎化・高齢化が進行しており、これらの機能の低下が懸念される。

このため、持続的な農業生産に向けた取組や農用地、水路、農道等の保全管理のための共同活動を推進し、耕作放棄地の発生を防止する必要がある。

また、地域の多様な自然環境を保全するために環境負荷の少ない営農方式の定着を図ってきたところであるが、更なる環境保全に向け、取組の浸透を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業の実施を推進する。これにより農業者等が共同で取り組む保全活動の継続や生産の組織化など、持続的な営農体制の構築を図るとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮を促進することとする。

※平場地域は、平地農業地域などの農業生産条件の良好な地域

※中山間地域は、棚田等の傾斜農地を多く抱え農業生産条件の不利な地域

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平場地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 推進体制の整備

市は、県及び農業団体等との連携のもと、認定事業の円滑かつ効果的な実施が図られるよう、農業者団体等に対し地域の実状を踏まえた支援を行うことのできる推進体

制を整備することとする。

2. 法第3条第3項2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 過疎地域

旧安塚町・浦川原村・大島村・牧村・柿崎町・吉川町・中郷村・板倉町・清里村・三和村・名立町の全域

(イ) 特定農山村地域

旧安塚町・大島村・牧村・清里村・名立町の全域、旧柿崎町の一部（米山村）、旧吉川町の一部（源村）、旧中郷村の一部（矢代村）、旧上越市の一部（金谷村、桑取村）

(ウ) 振興山村地域

旧名立町の一部（名立村）

(エ) 指定棚田地域

旧上越市の一部（金谷村、春日村）、旧安塚町の一部（菱里村、小黒村）、旧大島村（大島村、保倉村、旭村）、旧牧村の一部（牧村）、旧柿崎町の一部（黒川村、黒岩村、米山村）、旧吉川町の一部（源村）、旧中郷村の一部（矢代村）、旧板倉町（板倉村、寺野村）、旧清里村（菅原村、櫛池村）、旧名立町の一部（名立村）

(オ) 特別豪雪地帯（特認地域）

旧上越市・安塚町・浦川原村・大島村・牧村・柿崎町・吉川町・中郷村・板倉町・清里村・三和村・名立町の全域

(カ) 8法地域に地理的に接する農用地

旧頸城村の一部（明治村玄僧）

(キ) 次のいずれかの要件を満たす地域（旧市町村または集落単位）

- ① 耕作放棄率が県平均以上
- ② 農業従事者高齢化率が県平均以上

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1 / 2 0 以上、畑、草地及び採草放牧地 1 5 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 7 0 % 以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

下記のいずれかの要件を満たすもの

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 急傾斜農用地と緩傾斜農用地を含む複数の団地の合計が 1 h a 以上ある緩傾斜農用地。（当該急傾斜農用地の存する集落内に限る。）

(c) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上の集落（高齢化率 3 0 % 以上、耕作放棄率：田 5 % 以上、畑（草地を含む） 1 0 % 以上）に存する、上越農業振興地域整備計画第 1 の 1 の(2)のイに定める用途区分のうち「c その他平坦地区」又は「d 中山間地区」に属する農用地。

なお、第 4 期対策において対象となり、引き続き第 5 期対策に取り組む集落は、高齢化率又は耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上（高齢化率 3 0 % 以上、耕作放棄率：田 5 % 以上、畑（草地を含む） 1 0 % 以上）の場合、対象とすることができる。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存する農用地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農用地で高齢化率 4 0 % 以上、耕作放棄率：田 8 % 以上、畑（草地含む。） 1 5 % 以上の集落に存する農用地（第 4 期対策において、同農用地として取り組んだものに限る。）

c 棚田地域振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置付けられた棚田等に係る次の

農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

※ 高齢化率及び耕作放棄率の算定には、2015年農林業センサス農林業経営体調査の結果を用いる。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、当市の人・農地プランに登載された者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付対象とする。

交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。